

社会福祉法人後人社 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、男女ともに働きやすく活躍できる雇用環境の整備を行

うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間令和 8 年 1 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日まで

2. 内容

目標 1：対象者が出た場合は、計画期間内、育児休業取得率を次の水準以上とする。(次世代法)

・男性職員 30%以上

・女性職員 80%以上

<対策>

令和 8 年 1 月～各クラスにおける休業者の業務カバー検討

令和 8 年 6 月～育児休業や両立支援制度に関する周知

目標 2：法廷時間外労働及び法定休日労働の年間平均を 1 月当たり 6 時間未満とする。(次世代法)

<対策>

令和 8 年 1 月～業務内容や業務量の見直しを検討

令和 8 年 6 月～各園における問題点の検討

目標 3：有給休暇の取得日数を一人当たり年間平均 6 日以上とする。(女活法)

<対策>

令和 8 年 1 月～有給休暇の取得状況を把握する

令和 8 年 6 月～有給休暇取得促進のための周知を行う